

【EU】エネルギー同盟のガバナンスに関する規則の制定

総務部総務課 島村 智子
(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 2018年12月21日、エネルギー同盟のガバナンスに関する規則が公布された。規則では、気候・エネルギー政策に関する加盟国の計画及び進捗の管理の改善が目指されている。

1 背景・経緯

EUでは、2014年10月の欧州理事会会合において「2030年気候・エネルギー政策枠組み」¹が採択され、2030年までの目標として、域内における2030年の温室効果ガス排出量を1990年比で少なくとも40%削減すること、最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を少なくとも27%とすること、エネルギー効率の改善を通じてエネルギー消費量を2030年の予測値より少なくとも27%削減することなどが掲げられた。また、2015年2月には、欧州委員会が、①エネルギー安全保障、②エネルギー市場の統合、③省エネルギー化、④低炭素経済の実現、⑤再生可能エネルギー等に関する研究・開発の5分野にEU全体として総合的に取り組む「エネルギー同盟（Energy Union）」の実現に向けた今後の政策をまとめた文書を発表した²。

その後、これらの方針に基づき欧州委員会は、2021～2030年に向けた欧州排出量取引制度（EU Emissions Trading System: EU ETS）³の改革に関する指令案（COM(2015) 337）（2015年7月）、EU ETSの対象外の産業部門における、各国の温室効果ガス削減分担に関する規則案（COM(2016) 482）（2016年7月）など、具体的な立法提案を公表した。さらに、欧州委員会は、2016年11月30日、エネルギー効率、建物のエネルギー性能、再生可能エネルギー等に関する8つの立法提案を含むエネルギー政策パッケージを公表した。エネルギー同盟のガバナンスに関する規則案（COM(2016) 759）は、同パッケージのうちの1つとして提案されたもので、EU理事会及び欧州議会での審議を経て、規則は2018年12月11日に制定された⁴。

2 規則の概要

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年4月5日である。

¹ European Council, “European Council (23 and 24 October 2014)—Conclusions,” EUCO 169/14, 2014.10.24, pp.1-10. <<https://www.consilium.europa.eu/media/24561/145397.pdf>> EUの気候変動政策に関する近年の動向については、鈴木良典「EUの気候変動政策」『岐路に立つEU』（調査資料2017-3）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2018, pp. 135-149. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11055942_po_20180314.pdf?contentNo=1> を参照。

² European Commission, “A Framework Strategy for a Resilient Energy Union with a Forward-Looking Climate Change Policy,” COM(2015) 80 final, 2015.2.25. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2015:80:FIN>> これに基づき、各分野において規制整備、事業、投資等が実施されている。これまでの進展状況については、“Priority: Energy union and climate.” European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/priorities/energy-union-and-climate_en> を参照。

³ EU ETSは、発電施設、石油精製・鉄鋼・非鉄金属等のエネルギー集約産業、民間航空部門などの事業者を対象とした温室効果ガス排出量に関する割当て・取引制度。改正指令は、2018年3月に制定された（Directive (EU) 2018/410）。

⁴ Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 on the Governance of the Energy Union and Climate Action, amending Regulations (EC) No 663/2009 and (EC) No 715/2009 of the European Parliament and of the Council, Directives 94/22/EC, 98/70/EC, 2009/31/EC, 2009/73/EC, 2010/31/EU, 2012/27/EU and 2013/30/EU of the European Parliament and of the Council, Council Directives 2009/119/EC and (EU) 2015/652 and repealing Regulation (EU) No 525/2013 of the European Parliament and of the Council, OJ L328, 2018.12.21. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R1999>>

規則は、全 8 章 59 か条及び附属書から成る。主な内容は、次のとおりである。

(1) エネルギー及び気候に関する国家計画（第 3 条～第 14 条）

加盟国は、エネルギー及び気候に関する国家計画を作成し、欧州委員会に通知するよう定められている。最初の計画は、2021～2030 年の期間を対象とし、2019 年 12 月 31 日までに欧州委員会に通知しなければならない。また、次期の計画は、当初計画の終了に続く 10 年間を対象として 2029 年 1 月 1 日までに通知し、それ以降も 10 年ごとに作成・通知する。計画の記載事項については、附属書において詳細が規定され、前述のエネルギー同盟を構成する 5 分野のそれぞれについての、各国における現状、目標値、達成のための措置等を含めることとされている。これらは、エネルギー政策及び気候変動対策に関し、従来複数の法令行為で定められていた様々な計画・報告の義務を統合・廃止し、簡素化したものである。計画の作成に当たっては、市民に対する情報提供を確実に行うこと、地方自治体、市民社会団体、産業界を含む国内の利害関係者との対話の場を設けること、近隣の加盟国間で必要な協力・協議を行うことなども規定されている。

(2) 長期戦略の作成（第 15 条）

国家計画とは別に、加盟国は、30 年間以上を視野に入れた長期戦略を作成し、2020 年 1 月 1 日までに欧州委員会に提出しなければならない。また、欧州委員会は、各国のエネルギー及び気候に関する国家計画を考慮しつつ、温室効果ガスの排出削減に関する EU の長期戦略案を採択しなければならない。これらは、1992 年の気候変動に関する国際連合枠組み条約 (UNFCCC) 及び 2015 年のパリ協定 (Paris Agreement) で定められた温室効果ガス削減目標の達成等のために作成される。

(3) 報告（第 17 条～第 28 条）

加盟国は、エネルギー及び気候に関する国家計画の実施状況に関する報告書を、2023 年 3 月 15 日までに欧州委員会に提出し、それ以降は 2 年ごとに提出しなければならない。また、温室効果ガスの人為的排出の削減に関する各国の政策及び排出量予測について、2021 年 3 月 15 日以降、2 年ごとに欧州委員会に報告しなければならない。さらに、気候変動適応に関する国内の計画や、EU ETS に基づく排出枠売却により得られた収入の用途についても、2 年ごとの報告が義務付けられている。このほか、毎年の報告が義務付けられる事項も規定されている。欧州委員会は、加盟国との連絡や報告書の提出・公開のために使用するオンラインプラットフォームを設置し、2020 年 1 月 1 日までに運用を開始しなければならない。

(4) 欧州委員会による評価・監視（第 13 条、第 29 条～第 36 条）

欧州委員会は、各国のエネルギー及び気候に関する国家計画について、2030 年気候・エネルギー政策枠組みが定めた目標の達成に向け十分な内容であるか、また、規則を遵守したものであるかを評価する（第 13 条）。その上で、国家計画の実施報告書や、規則に基づくその他の報告を踏まえて、EU 全体及び各国における目標達成に向けた進展などを評価する。欧州委員会は、必要に応じ、加盟国に勧告を行わなければならない。このほか、欧州委員会が、エネルギー同盟の状況に関する年次報告書を欧州議会及び EU 理事会に提出することも定められている。

参考文献

- ・ Alex Benjamin Wilson, “Governance of the energy union,” *Briefing*, Fifth edition, European Parliamentary Research Service, 2019.1.16. <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/599279/EPRS_BRI\(2017\)599279_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/599279/EPRS_BRI(2017)599279_EN.pdf)>